

公判の概要について【第 1 回】

日 時 令和 5 年 1 1 月 2 8 日 (火) 10:20 ~ 11:00
場 所 京都地方裁判所 第 2 0 5 号法廷
被告人 光嶋 隆
内 容 以下のとおり

1. 起訴内容

公訴事実 (1) : R5. 8. 30 付け起訴

被告人は、令和 2 年 9 月 3 日執行の「宇治田原中央公園造成工事 (その 3)」(以下「①工事」)の一般競争入札に関し、甲の実質経営者である A に対し秘密事項である設計金額を教示して甲に落札させるとともに、不正を用いて公契約を締結するためのものの公正を害すべき行為を行った。

【罰条及び罪名】

- ・「入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律 (官製談合防止法) 第 8 条違反」: 職員による入札等の妨害
- ・「刑法第 9 6 条の 6 (第 1 項) 違反」: 公契約関係競売等妨害

公訴事実 (2) : R5. 9. 22 付け起訴

(第一) 被告人は、令和 2 年 9 月 3 日執行の「贄田立川線道路工事 (その 4) 宇治田原中央公園造成工事 (その 2)」(以下「②工事」)の一般競争入札に関し、前記 A に対し秘密事項である設計金額を教示して甲に入札させ、入札等の公正を害すべき行為を行った。

【罰条及び罪名】

・「入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律 (官製談合防止法) 第 8 条違反」: 職員による入札等の妨害

(第二) 被告人は、上記①工事及び②工事に関する不正行為に対する謝礼であることを知りながら、A から現金 1 0 万円の賄賂を收受した。

【罰条及び罪名】

- ・「刑法第 1 9 7 条の 3 (第 2 項) 違反」: 加重収賄

2. 罪状認否

被告人は起訴内容を認め、公訴事実を争わない旨を明らかにした。

3. 冒頭陳述

- ・ 被告人は、平成27年度頃までに知人を通じてAと知り合った。
- ・ 知り合った当初は、お互いに仕事のやり取りをすることもなかったが、その後、仕事を通じて連絡を取り合うようになった。
- ・ 被告人が、建設関係でない部署に異動（平成28年4月健康福祉部長）した後は、連絡を取り合うことはなくなった。
- ・ 被告人が、建設関係の部署（令和2年4月建設事業部長）に戻った令和2年4月か5月頃、Aから甲の営業所に使用する本町内の物件を紹介してもらいたい旨の相談を受け、不動産業者を紹介し、Aと再び連絡を取るようになった。
- ・ 被告人は、業者に恩を売るためや入札の不成立を避けるため、工事起工及び契約伺に記載された設計金額を覚えることが習慣になっていた。
- ・ 被告人は、令和2年8月上旬頃、Aから①工事及び②工事を落札したいため、両工事の予定価格を教示してほしい旨の相談を持ちかけられ了承した。
- ・ 被告人は、前記同月中旬頃、Aに対し、①工事及び②工事の概ねの予定価格を教示し、その際、現金10万円を差し出され、予定価格の教示に対する謝礼の趣旨であることを認識しながらこれを受領した。
- ・ Aは、①工事及び②工事について、甲の社員を通じ、被告人から教示された概ねの予定価格を基に算出した金額で入札し、①工事について甲が落札した。
- ・ 被告人は、受領した現金10万円を競艇の資金や外食費等に使用した。

(参考)

▼令和5年11月29日付け京都新聞朝刊記事

宇治田原町元理事
起訴内容認める
公園造成巡る汚職初公判
公共工事の入札情報を漏らした見返りに現金を受け取ったとして、加重取賄と官製談合防止法違反などの罪に問われた京都府宇治田原町の元理事、光嶋隆被告(61)の初公判が28日、京都地裁(増田啓祐裁判長)であり、光嶋被告は「間違いないません」と起訴内容を認めた。

起訴状によると、2020年9月に宇治田原町が発注した公園造成工事の一般競争入札を巡り、同8月中旬～9月3日、木津川市の土木工事会社の男性役員(54)に設計金額を漏らして落札させた上、返礼として現金10万円を受け取るなどしたとしている。

検察側は冒頭陳述で、光嶋被告は当時、町建設事業担当理事を務め、決裁を通じて設計金額を知る立場にあったと指摘。受け取った10万円はボートレースや生活費に使ったとした。

光嶋被告は21年6月、町立保育所の増築工事に絡む汚職事件でも有罪判決を受けている。

公判の概要について【第 2 回】

日 時 令和 5 年 1 2 月 2 0 日 (水) 10:00 ~ 11:05
場 所 京都地方裁判所 第 2 0 5 号法廷
被告人 光嶋 隆
内 容 以下のとおり

1. 裁判官確認

裁判官より、8 月 3 0 日付け起訴状の第一事実(資料 2-1, ①工事の漏洩)と 9 月 2 2 日付け起訴状の第一事実(同②工事の漏洩)との罪数について確認が行われ、検察側は併合罪を主張した一方で、弁護側は 1 罪として取り扱うのが適当との主張があったため、判決の中で判断するとなった。

2. 弁護人立証

(1) 証人尋問

弁護側の情状証人として被告人の長女が出廷し、以下のことについて証言された。

- ・ 前回逮捕時の混乱した家庭状況や拘留中の面談対応のこと
- ・ 前回の判決後、家族で今後について話し合ったこと
- ・ 前回事件について、父が反省していたこと
- ・ 現在の仕事ぶりのこと
- ・ 今回の逮捕を受け、今後、父に期待すること(仕事、貢献)
- ・ 家族として生活面、体調面で支えていきたいこと

(2) 被告人質問

ア. 現在の仕事について

不動産コンサルタントとして、開発行為等に係る行政手続の支援を行っている。

イ. A と知り合った経緯について

砂利採取の案件を通じ、7, 8 年前に A と知り合い、仕事上での関わりはあったが、プライベートでの付き合いは一切なかった。

その後、宇治田原町内で建設業の仕事がしたいということで、事務所用途の不動産の斡旋依頼があったため、業者を紹介した。

ウ. 予定価格の漏洩について

令和 2 年度の異動前後の時期に、A より入札を頑張りたいという話を聞き、その後、入札にあたり積算した金額が、予定価格に近いかどうか、問い合わせがあった。

当該入札は議会の議決が必要であったことから、どうしても落札してほしいという気持ちがあって、Aの求めに応じることとして、8月17日、公務出張の帰りの途中に会い、具体的な設計金額を教えたのではなく、Aから提示された積算金額に対し、「もう少し下の金額で。」とのように答えた。

エ. 金銭の収受について

金銭をもらえるとは思っておらず、封筒を差し出され一度断ったが、自分の意志の弱さから、押し切られ受け取ってしまった。

金銭は、遊興費や飲食費に使った。

オ. 前回判決からの心境の変化について

退職後、一般人の立場になり外から公務員を見たとき、自分がしたことが自分の思っている以上にとんでもないことをしたと認識した。

町長、役場職員、住民の皆さん、業者の方に大変なご迷惑をおかけしたことを改めて思った。

カ. 設計金額を覚える習慣について

設計金額を覚えるようになったのは、議決案件の入札について、不調となって年度内完了の工期がとれないことがないように落札してほしいという思いからと、災害時など、緊急の事案が生じた場合に、直ぐに対応してもらえるような関係性を作りたいという思いもあった。

本件に関しては、新庁舎に隣接する駐車場の舗装工事を緊急に行う必要があり、Aが実質経営する甲に施工してもらった。

キ. 前回逮捕捜査時の本件について

前回の取り調べでは、色々な事案について聞かれ答えたが、その中、これ（前回の不正入札）でいくと警察から言われたこと、また、その当時に色んな出来事があって、本件の記憶が飛んでおり、話すことができなかった。

3. 検察官論告・求刑

- ・公正な入札を妨害し、行政の信頼を貶めた行為は悪質である。
- ・2件の入札に対し、予定価格を教示し、Aが実質経営する甲が1件を落札したが、入札の公平性を害したことも大きい。
- ・被告人が受け取った10万円という金額は決して少額ではない。また、公務の公平性という社会の信頼は大きく害されている。
- ・当該入札の不成立を防ぐため予定価格を教示したとしているが、この動機は不正行為の防止や建設業の健全な発展、また、一般競争入札の趣旨を暴虐するものであって、正当化されるものではない。

※ 以上から、被告人が起訴事実を認め反省の態度を示していることを考慮しても、厳しい処罰を課すべきであり、「懲役1年及び追徴10万円」に処するのが相当である。

4. 弁護人最終弁論

- ・被告人が行った入札妨害と収賄は絶対にしてはいけない行為であるが、自ら金銭を要求したのではなく、収賄事件として10万円という金額は多額ではない。
- ・町の工事を円滑に行いたいとの思い自体は間違いではない。
- ・恩を売りたいとの思いは、私利私欲を主の目的にしたものではない。
- ・本件は、前回判決の逮捕前の事件であり、前回捜査の中で問われた事案には入っておらず、前回は加重収賄で立件されたが、捜査もされなかったという事情も量刑の判断にしていきたい。
- ・前回の判決後、一市民として犯罪とは無縁の生活を送る中、身柄拘束や実名報道により家族への影響は過大なもので、社会的制裁を受けており、反省もしている。
公務員でないことから再犯の可能性はないこと、家族との関係は良好で家族からのサポートを受けられる。

※ 以上から、執行猶予が相当である。

5. 被告人最終陳述

ことの重大さは十分認識をしており、私がこれまで頑張ることができたのは家族の支えがあつてのこと。家族から言われていることを今も実行しており、これからも家族に支えられる中、頑張つて生きていきたい。

6. 次回公判

日 時： 令和6年2月8日（木）午前11時から（20分程度）
場 所： 京都地方裁判所 第205号法廷
内 容： 判決の宣告

(参考)

▼令和5年11月29日付け京都新聞朝刊記事

宇治田原町元理事
懲役1年を求刑
加重収賄など、地裁留置
公共工事の入札情報を漏らした見返りに現金を受け取ったとして、加重収賄と官製談合防止法違反などの罪に問われた京都府宇治田原町の元理事、光嶋隆被旨(61)の論罪求刑公判が20日、京都地裁(徳田啓宏裁判長)であり、検察側は懲役1年、追徴金10万円を求刑。弁護側は執行猶予付を判決を求め、争った。判決は来年2月8日。
起訴状は66頁、2020年9月に宇治田原町が発注した公園造成工事の一般競争入札を巡り、同8月中旬(25)〜9月3日、木津川市の土木工事会社の男性役員(54)に設計金額を漏らし、入札を阻止し、返礼として現金10万円を受け取ったなどとしている。
検察側は論告で、光嶋被告は同町、町建設課長に理事を務めていたことを認め、入札を適正に行い職務を負っていたにもかかわらず、秘密性が極めて高い情報を漏らし、入札を停戦させた。行政への信頼が裏切られたと論じた。
弁護側は、被告は同課長に金銭を請求する立場はなかったとして、「私利私欲を目的とした犯行ではない」と主張した。

●入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（官製談合防止法）

（職員による入札等の妨害）

第8条 職員が、その所属する国等が入札等により行う売買、貸借、請負その他の契約の締結に関し、その職務に反し、事業者その他の者に談合を唆すこと、事業者その他の者に予定価格その他の入札等に関する秘密を教示すること又はその他の方法により、当該入札等の公正を害すべき行為を行ったときは、5年以下の懲役又は250万円以下の罰金に処する。

●刑法

（公契約関係競売等妨害）

第96条の6 偽計又は威力を用いて、公の競売又は入札で契約を締結するためのものの公正を害すべき行為をした者は、3年以下の懲役若しくは250万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 公正な価格を害し又は不正な利益を得る目的で、談合した者も、前項と同様とする。

（加重収賄及び事後収賄）

第197条の3 公務員が前2条の罪を犯し、よって不正な行為をし、又は相当の行為をしなかったときは、1年以上の有期懲役に処する。

2 公務員が、その職務上不正な行為をしたこと又は相当の行為をしなかったことに関し、賄賂を収受し、若しくはその要求若しくは約束をし、又は第三者にこれを供与させ、若しくはその供与の要求若しくは約束をしたときも、前項と同様とする。

3 公務員であった者が、その在職中に請託を受けて職務上不正な行為をしたこと又は相当の行為をしなかったことに関し、賄賂を収受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、5年以下の懲役に処する。